

【2020年4月1日改訂】

施工体制台帳等の 作成マニュアル



熊 本 県

<目次>

1	施工体制台帳等の作成の目的	1
2	施工体制台帳等を作成しなければならない工事	2～3
3	施工体制台帳の作成範囲	4
4	施工体制台帳等の作成に係る関係者への周知	4
5	再下請負通知	5
6	施工体制台帳の構成	6
7	熊本県発注の建設工事における取扱い	7～9
(記載例1)	施工体制台帳(元請負人に関する事項)	10
(記載例2)	施工体制台帳(下請負人に関する事項)	11
(記載例3)	施工体系図	12
(記載例4)	下請確認票	13
(記載例5)	元請・下請関係内容表	14～15
(作成例)	再下請負通知書	16～17
(参考1)	関係法令	18
(参考2)	建設工事の種類及び例示	19～20
(参考3)	建設業法における技術者制度	21～24
(参考4)	請負契約書に記載すべき内容	25
(参考5)	不正行為等に対する監督処分	26
(参考6)	公共工事の発注者	27

1 施工体制台帳等の作成の目的

建設工事の施工は、一般的に、それぞれ独立した各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、建設業は他産業に類を見ないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有しています。

このような特色を有する建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該工事の施工に当たる全ての建設業を営む者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要です。

このため、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が一定の下請契約を行う場合は、「施工体制台帳」や「施工体系図」の作成等を義務付けられており、当該建設業者は施工体制台帳等の作成を通じ施工体制の的確な把握を行うことによって、建設工事の適正な施工に努めなければならない。

また、公共工事においては、その発注者は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならないこととされており、熊本県発注の建設工事においては、施工体制台帳や施工体系図の他に、「下請確認票」等の作成・提出を求めるなど、施工管理のより一層の徹底に努めています。

- ① 品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ② 不良不適格業者の参入や建設業法違反
- ③ 安易な重層下請による生産効率低下

防止

※関係法令については、18ページを参照。

2 施工体制台帳等を作成しなければならない工事

(1) 発注者から直接、建設工事(※1)を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約(※2)の請負金額の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合

(2) 公共工事(※3)の発注者から直接、建設工事(※1)を請け負った建設業者で、当該建設工事を施工するために下請契約(※2)を締結した場合(下請金額に関わらず)

◎ 作成の要否については、3ページのフローチャートを参考に判断してください。

(※1) 建設業法「別表第1」の上欄に掲げるものをいいます。(19～20ページ参照)

(※2) 建設工事の全部又は一部を完成する目的で締結される請負契約をいい、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等(資材納入、運搬、警備、測量、調査等)を目的とする契約は含まれません。

(※3) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいいます。(27ページ参照)

【誰が】

- ・発注者から直接、建設工事を請け負った建設業者(二元請業者)

【いつ】

- ・民間工事では、下請契約の請負金額の総額が4,000万円(建築一式工事:6,000万円)以上となる場合
- ・公共工事では、下請契約を締結した場合(下請金額に関わらず)

【何を】

- ・「施工体制台帳」及び「施工体系図」

【どうする】

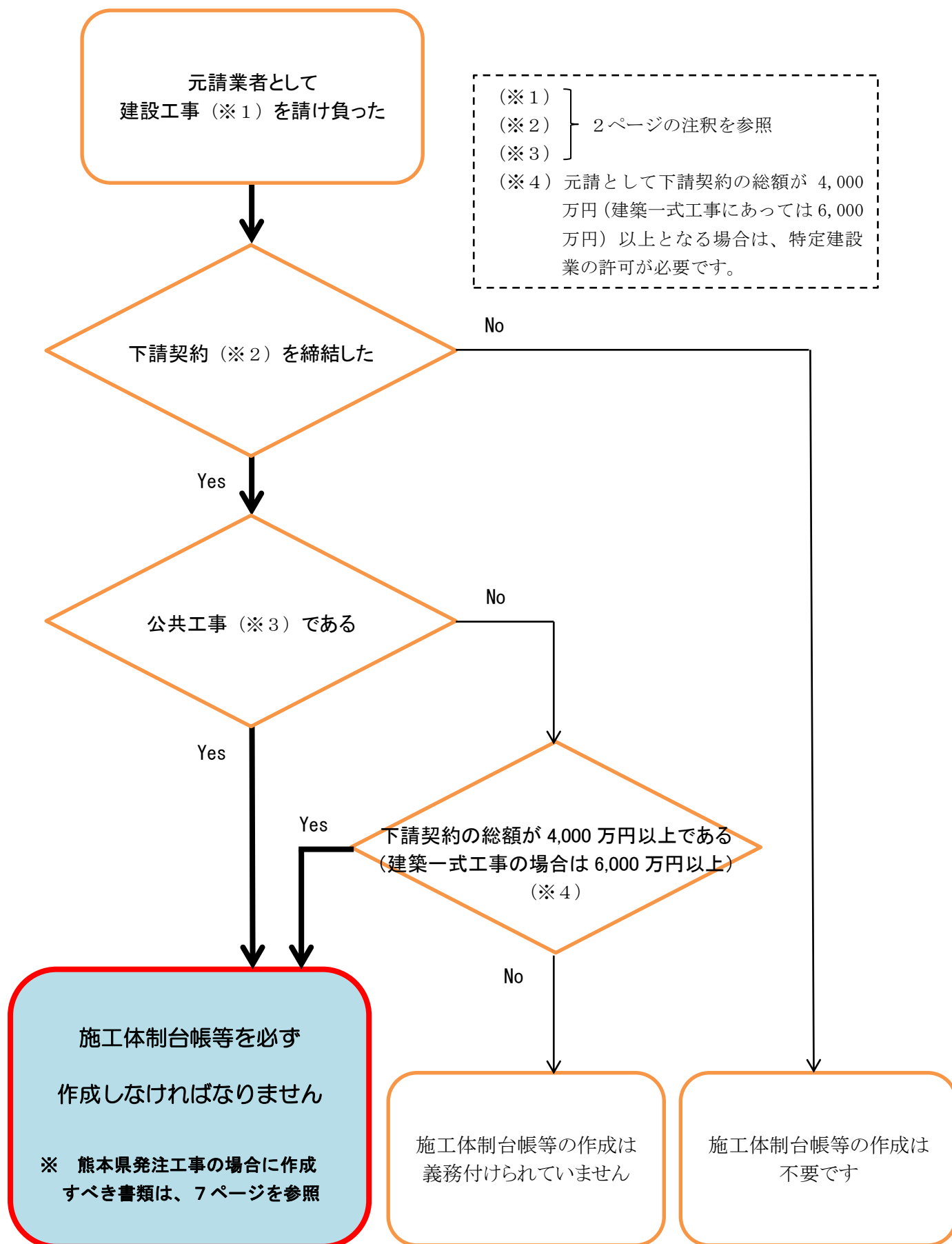
施工体制台帳

- ・民間工事では、工事現場ごとに備え置くとともに、発注者から請求があったときは、閲覧に供しなければなりません。
- ・公共工事では、工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出しなければなりません。

施工体系図

- ・民間工事では、工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・公共工事では、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

＜施工体制台帳等の要否を判断するに当たってのフローチャート＞



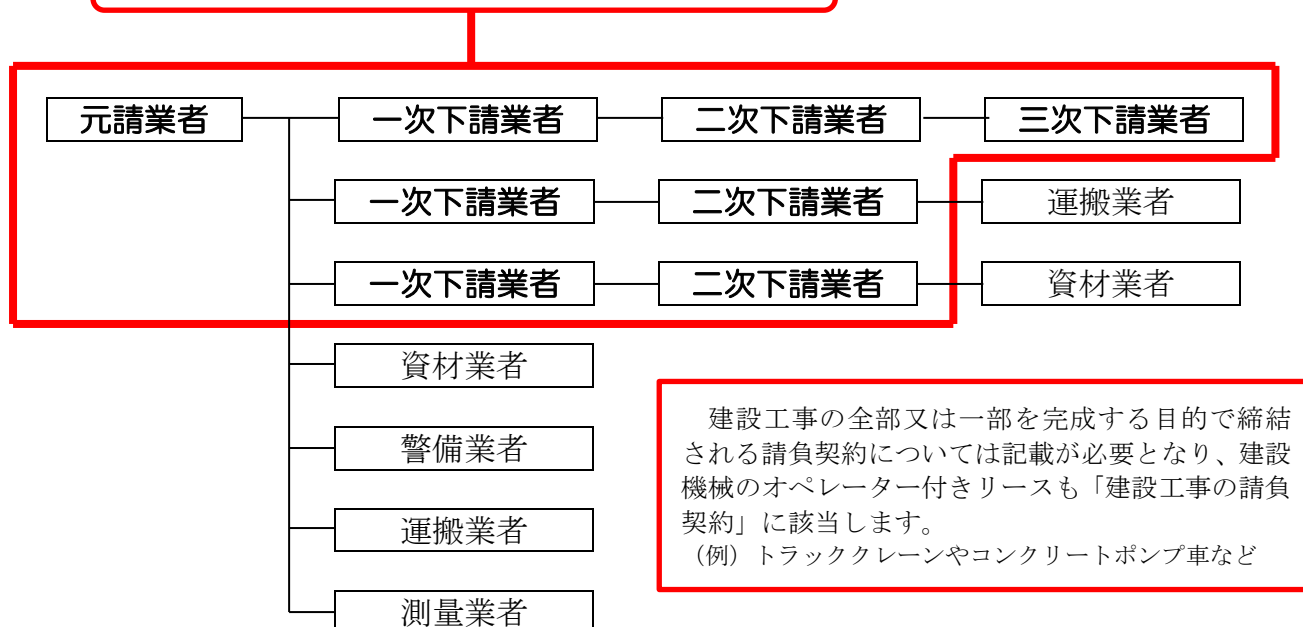
3 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、元請業者と直接下請契約を締結した請負人（一次下請）に限らず、二次、三次下請等も含め、当該建設工事の施工に携わる全ての下請負人（建設業の許可を受けていない者（※）を含む）が記載の対象となります。

（※）軽微な建設工事（500万円に満たない工事（建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事））のみの場合は、建設業の許可を受けなくても請け負うことができます。なお、軽微な建設工事に該当するか否かを判断する際、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額で判断します。また、注文者が材料を提供し、工事の請負代金の額に材料の価格が含まれない場合であっても、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額で判断します。

施工体制台帳を作成しなければならない範囲

（三次下請までである場合の例）



「建設工事の請負契約」には該当しない資材納入、運搬、警備、測量、調査等に係る下請負人については、建設業法上は記載の必要はありませんが、発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。

4 施工体制台帳等の作成に係る関係者への周知

施工体制台帳を作成しなければならない元請業者は、下請負人に対し次の①～③に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。

- ① 元請業者の商号又は名称
- ② 再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨
- ③ 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

＜下請負人に交付する書面の文例＞ ＊下請契約を締結した全ての下請負人に対し書面により通知

・・・・・・・・下請負人となった皆様へ・・・・・・・・

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律100号）第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号

〇〇建設（株）

再下請負通知書の提出場所

工事現場内建設ステーション／△△営業所

＜工事現場に掲示する書面の文例＞

＊当該工事現場の見やすい場所に掲示

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

〇〇建設（株）

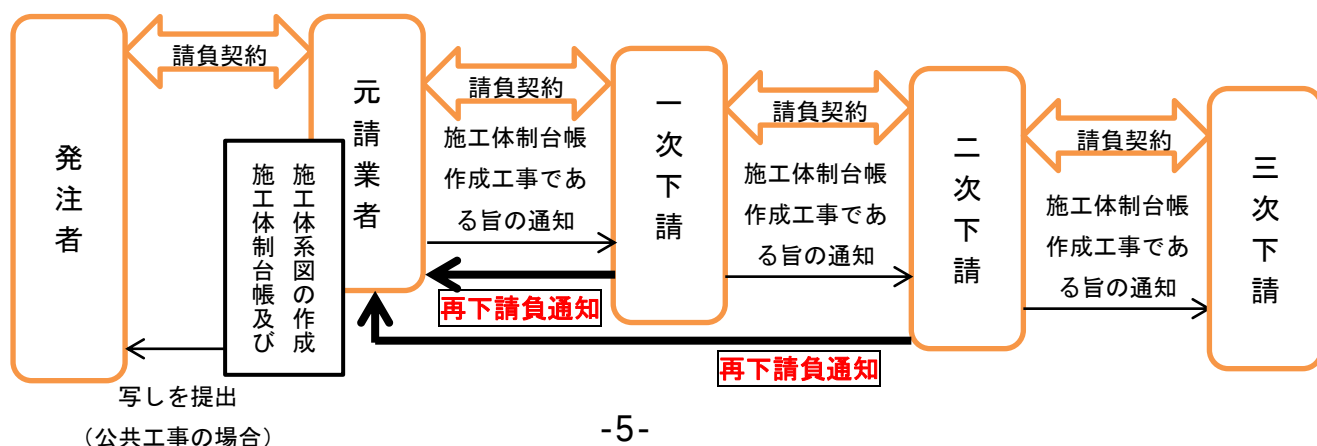
5 再下請負通知

下請負人がその請け負った建設工事をさらに他の建設業を営む者に請け負わせたときは、

「再下請負通知書」を作成し、下請契約に係る契約書の写しを添えて、元請業者に提出しな

ければなりません。

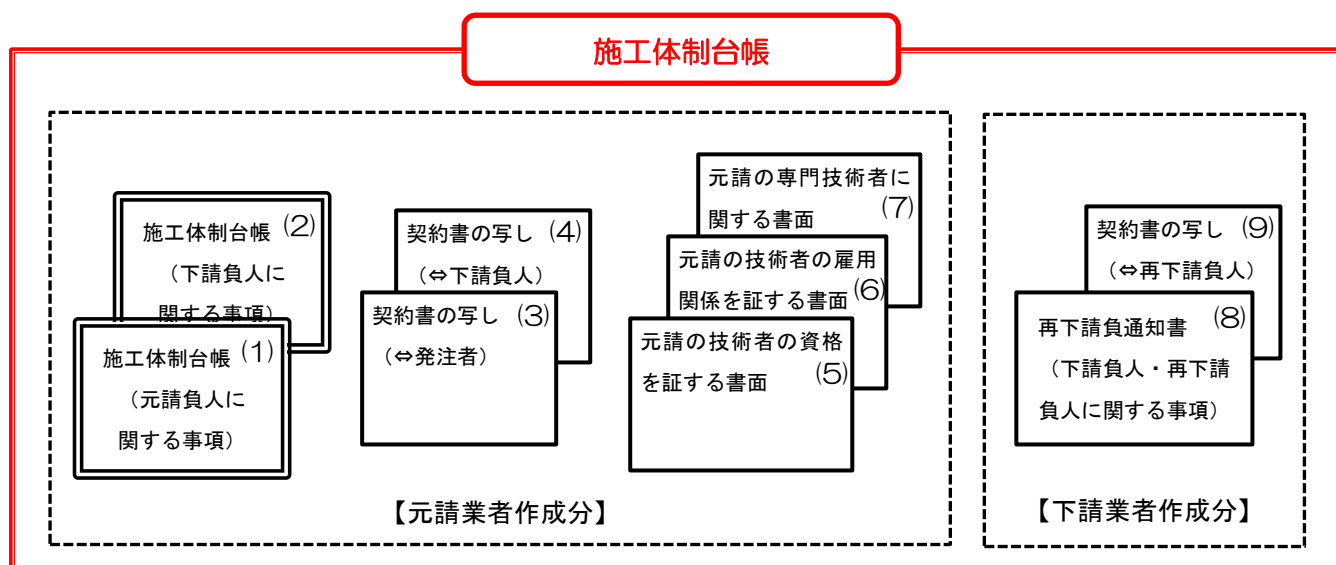
＜施工体制台帳作成のイメージ＞



6 施工体制台帳の構成

施工体制台帳を作成しなければならない元請業者は、施工体制台帳に元請負人に関する事項を記載するとともに、下請負人（一次）に関する事項も記載し、添付すべき書類を揃えなければなりません。また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類を取りまとめなければなりません。

※下請負人から再下請負通知が行われないことを理由に施工体制台帳の作成等を行わなくても構わないことにはなりません。施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、自ら進んで施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請負通知を行うよう指導するとともに、自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努める義務があります。



- (1) 施工体制台帳（元請負人に関する事項） (2) 施工体制台帳（下請負人に関する事項）

【以下、(3)～(9)は添付書類】

- (3) 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し
- (4) 元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し
- (5) 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し
※ 専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る
- (6) 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し
※ 健康保険被保険者証の写し等
- (7) 元請が専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
- (8) 再下請負通知書（下請負人に関する事項・再下請負人に関する事項）

(9) 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し

下請負人が再下請負を行った場合のみ

7 熊本県発注の建設工事における取扱い

熊本県においては、より一層の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的として、「下請契約報告事務取扱要領」を定め、県発注の建設工事の受注者（＝元請業者）に対し、次のとおり書類の提出を求めています。

（１）提出書類

対象となる工事	書類の種類	様式	サイズ
熊本県から直接請け負った 建設工事のうち、下請契約を 締結したもの	①施工体制台帳（元請負人に関する事項）	別記様式1	A4
	② // （下請負人に関する事項）	別記様式2	A4
	③ // （添付書類）	—	A4
	④施工体系図	別記様式3	A3
下請業者に発注した工事 1件の契約金額が100 万円以上となるとき	⑤下請確認票	別記様式4	A4
	⑥元請・下請関係内容表	別記様式5	A4

◎ 具体的には、8ページのチェックリストを参照してください。

（２）提出先

発注機関の主任監督員

（３）提出期限

下請契約締結の日から21日（3週間）以内（例：下請契約日が1日であれば、21日まで）

※21日（3週間）目に当たる日が県の休日に当たるときは、その翌日までとします。

（４）提出部数

2部

※発注機関において、提出が必要な書類が揃っているか確認したうえで、2部ともに1枚目の「受付印」欄に受付印を押印し、その場で1部を受注者に返却します。その後、発注機関の主任監督員が書類の内容を確認し、不備等があれば修正を指示します。

※施工体制台帳等に係る提出書類は、原則、上記のとおりですが、発注機関において施工体制等の確認を行うに当たって疑義が生じた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

＜熊本県発注工事における施工体制台帳等の提出書類チェックリスト＞

（平成31年（2019年）4月1日以降に提出する分から適用）

書類の種類		提出の要否	
①施工体制台帳（元請負人に関する事項）（別記様式１）		必須	☐
②施工体制台帳（下請負人に関する事項）（別記様式２）		必須	☐
添付書類	A 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	☐
	B 元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	☐
	C 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し ※専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る	必須	☐
	D 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し ※健康保険被保険者証の写し等	必須	☐
	E 元請の専門技術者が主任技術者資格を有することを証する書面又はその写し	元請が専門技術者を置いた場合のみ	☐
	F 元請の専門技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し		☐
④施工体系図（別記様式３）		必須	☐
⑤下請確認票（別記様式４）		下請業者に発注した工事 １件の契約金額が１００ 万円以上となる場合のみ	☐
⑥元請・下請関係内容表（別記様式５）			☐

※ 下請負人が再下請負を行った場合は、その都度、次の書類一式を追加で提出。

添付書類	③ G 再下請負通知書（下請負人に関する事項）	必須（下請負人から徴取）	☐
	H 再下請負通知書（再下請負人に関する事項）	必須（下請負人から徴取）	☐
	I 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須（下請負人から徴取）	☐
④施工体系図（別記様式3）		必須（再下請負人を追記）	☐

（注1）上記の順に並べて提出してください。なお、それぞれの書類が複数枚になる場合は、両面コピーでも構いません。（ただし、上記④の書類を除く。）

（注2）契約書については、少なくとも「工事名」「工期」「契約金額」「請負代金の支払時期及び方法」「双方の署名押印」が確認できる部分を添付してください。

（注3）一度提出した書類の記載事項又は添付書類に変更があった場合は、変更後の事項を記載し、又は変更後の書類を添付し、提出してください。その際は、変更があった部分が分かるようにマーカー等で変更箇所を明示してください。

※下請契約の締結及び施工体制台帳等の作成に当たって下請負人から徴取した書類（上記③のG～Iを除く）については、原則、発注機関への提出は不要です。ただし、疑義が生じた場合に提出を求めることがありますので、元請負人において保管しておいてください。

（例）許可通知書又は許可証明書、主任技術者に係る資格及び雇用関係を証する書面、見積書、社会保険や雇用保険に関する書類、暴力団排除条例に基づく誓約書、建退共の辞退届など

＜熊本県発注工事における施工体制台帳等の内容確認チェックリスト＞

(平成31年(2019年)4月1日以降に提出する分から適用) **【発注機関用】**

① 施工体制台帳（元請負人に関する事項）（別記様式1）	
ア 「現場代理人」が記載されているか？ ※ 県発注工事の場合は、約款により配置を義務付けている。	☐
イ 「主任技術者」又は「監理技術者」は、施工に必要な資格を有しているか？ ※ 主任技術者となり得る資格 → 一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と同一。 監理技術者となり得る資格 → 特定建設業の営業所専任技術者となり得る資格と同一。 ⇒ 21ページ（建設業における技術者制度）を参照。 ※ 下請契約の総額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合（＝特定建設業者のみ）は、「監理技術者」を置かなければならない。	☐
ウ 「主任技術者」又は「監理技術者」の「専任・非専任」は問題ないか？ ※ 県から請け負った工事の契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、原則、「専任」で置かなければならない。	☐
② 施工体制台帳（下請負人に関する事項）（別記様式2）	
ア 下請業者に発注した工事1件の契約金額が500万円以上である場合、当該建設工事の施工に必要な建設業の許可を有している業者を選定しているか？ ※ 下請業者の「工事内容」が許可を受けている業種で施工が可能であるか確認。 ⇒ 19～20ページ（建設工事の例示）を参照。 ※ 下請契約日が、許可の有効期間（許可年月日から5年間）内であるか確認。	☐
イ 「健康保険」、「厚生年金保険」及び「雇用保険」に加入しているか？ ※ 下請業者が建設業許可を有する場合、3保険の加入状況を確認。なお、1つでも「未加入」があれば、施工体制台帳（別記様式2）及び下請契約書の写しを契約担当課に送付。	☐
ウ 「主任技術者」は、施工に必要な資格を有しているか？ ※ 主任技術者となり得る資格 → 一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と同一。 ⇒ 21ページ（建設業における技術者制度）を参照。	☐
エ 「主任技術者」の「専任・非専任」は問題ないか？ ※ 元請から請け負った工事の契約金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、原則、「専任」で置かなければならない。	☐
④ 施工体系図（別記様式3）	
ア 全ての下請業者について記載されているか？ ※ 一次下請は「下請確認票」、二次下請以下は「再下請負通知書」で確認。	☐
⑤ 下請確認票（別記様式4）	
ア 「代金支払」欄は、下請契約書に明示されているとおり記載されているか？ ※ 「下請契約書」と一致しているか確認。なお、下請契約書に支払時期及び方法が記載されていない場合は、建設業法に基づいた適正な契約書（→25ページ参照）を作成するよう指導。	☐
⑥ 元請・下請関係内容表（別記様式5）	
ア 全ての項目にチェックが入っているか？ ※ 「NO」を選択している場合で理由欄がある箇所については、理由が記入されているか確認し、その内容が正当な理由であるかを確認。	☐
③ G 再下請負通知書（下請負人に関する事項）	
③ H 再下請負通知書（再下請負人に関する事項）	
ア ②「施工体制台帳（下請負人に関する事項）」の場合と同じ観点で確認する。	☐

◎発注機関の主任監督員が上記の項目について確認する。なお、下請契約の金額が100万円以上となるものについては、契約担当課に合議し、確認を受ける。

(記載例1) 施工体制台帳 (元請負人に関する事項)

施工体制台帳を作成
又は変更した年月日

令和2年 6月15日

作成建設業者の
商号名称

(別記様式1)

網掛け部分は、建設業法
で定められた記載事項

施 工 体 制 台 帳

この工事を担当
する事務所名

【会 社 名】 水前寺建設株式会社

【事務所名】 ○○事務所改修工事作業所

契約日時点で有効な許可日（＝許可通知書の「許可の有効期間」の始期、又は許可証明書の許可年月日）を記入

受付印
(2部とも)

(発注機関使用欄)

作成建設業者が
受けている許可
を全て記入（業
種は略称でも可）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
●	土、建、電、管、工事業 鋼、舗、しゅ	大臣 特定 知事 一般 第99999号	平成30年11月11日
●	通 工事業	大臣 特定 知事 一般 第99999号	平成30年11月11日

作成建設業者が
発注者と締結し
た契約書に記載
された工事名称
とその工事の具
体的内容

● 工事名称 及び 工事内容	○○事務所改修工事 / 建築一式（RC造、地上3階、延床面積1,500㎡）		
● 発注者名 及び住所	熊本県知事 △△△△ 〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6-18-1		
● 工 期	自 令和2年 6月 5日 至 令和3年 3月 31日	契約日	令和2年 6月 4日

作成建設業者が発注者と
締結した契約書に記載
された契約日

各保険の適用を受け
る営業所について届
出を行っている場合
には「加入」、行っ
ていない場合（適用を受
ける営業所が複数あり、そのうち一部につ
いて行っていない場
合を含む）は「未加
入」、従業員規模等に
より各保険の適用が
除外されている場合
は「適用除外」を○で
囲む。

作成建設業者が
発注者と締結し
た契約書に記載
された工期

契 約 営 業 所	区 分	名 称	住 所
● 元請契約	本社	発注者が置いた監 督員の氏名（※）	△△県△△市△△町1-1
● 下請契約	□□支店		□□県□□市□□町111

発注者と契約を
締結した作成建
設業者の営業所

● 発注者の 監督員名	注文 一郎	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
----------------	-------	----------------	-----------

一次下請と契約
を締結した作成
建設業者の営業
所

健康保険等 の加入状況	事業所整理記 号等	健康保険 ●			厚生年金保険 ●			雇用保険 ●		
		有無	加入	未加入	適用除外	有無	加入	未加入	適用除外	有無
● 元請契約	●		加入			加入				加入
● 下請契約	●		加入			加入				加入

一次下請を監督
するために作成
建設業者が置い
た監督員の氏名
(※)

● 監督員名	白川 太郎	作成建設業者が置いた監 理技術者又は主任技術者 の氏名及び専任・非専任 の別（いずれかに○）	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
● 現場代理人 氏 名	白川 一郎		権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり

作成建設業者が
置いた現場代理
人の氏名 (※)

● 監理技術者 主任技術者 氏 名	専 任 白川 二郎 非専任	資格内容	一級建築施工管理技士
● 専門技術者 氏 名	白川 三郎	専門技術者 氏 名	監理技術者又は主任 技術者の資格

作成建設業者が
置いた専門技術
者の氏名、資格、
担当する工事の
具体的内容 (※)

氏名	資格内容		事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入。		技術者の資格	
	担当工事内容		給排水設備工事			
● 一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無		● 外国人建設就労者の従事状況（有無）	有 無		● 外国人技能実習生の従事状況（有無）

事業所整理記
号及び事業所
番号。一括適
用の承認に係
る営業所の場
合は、主たる
営業所の事業
所整理記号及
び事業所番号
を記入。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表
の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動
を行う者（外国人建設就労者）が、建設工事に
従事する場合は「有」、従事する予定がない場
合は「無」を○で囲む。

出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上
欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大
臣が定めるもの（外国人建設就労者）が、建設工事に
従事する場合は「有」、従事する予定がない場
合は「無」を○で囲む。

労働保険番号もしくは雇用保険適
用事業所番号。継続事業の一括の
認可に係る営業所の場合は、主た
る営業所の労働保険番号を記入。

・説明書きの後に、(※) があるものについては、技術者等を置かない場合もあるので、
その際は記入不要。
・「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して書面により通知すること
となっているため、その通知書や契約書に定められている旨を記載。

出入国管理及び難民認定法別表第一
の二の表の技能実習の在留資格を決
定された者が当該建設工事に従事す
る場合は「有」、従事する予定がない
場合は「無」を○で囲む。

(記載例2) 施工体制台帳（下請負人に関する事項）

(別記様式2)

<下請負人に関する事項>

下請負人が請け負った建設工事
の契約書に記載された契約日

網掛け部分は、建設業法
で定められた記載事項

下請負人の商号 名称	●会社名	阿蘇工業株式会社	代表者名	阿蘇 太郎
下請負人の所在地 及び電話番号	●住所	〒000-0000 ○○県○○市○○町7-8-9		
	●電話番号	(電話 096-123-4567)		
下請負人が請け 負った建設工事 の契約書に記載 された工事名称 とその工事の具 体的内容	●工事名称 及び 工事内容	○○事務所改修工事 / コンクリート工、足場仮設工、鉄筋組立工、型枠工		
	●工期	自 令和2年 6月19日 至 令和3年 3月19日	●契約日	令和2年 6月10日
下請負人が請け 負った建設工事 の契約書に記載 された工期	●建設業の 許可	施工に必要な許可業種 大、と、筋 工事業 大臣 特定 知事 一般 第77777号 工事業 大臣 特定 知事 一般 第	許可番号	許可（更新）年月日 平成30年 2月20日
下請負人の受け ている許可のう ち、請け負った 建設工事の施工 に必要な業種に 係る許可	●健康保険等 の加入状況	健康保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 健康保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 雇用保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 雇用保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外	健康保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 健康保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 雇用保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 雇用保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外	健康保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 健康保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 厚生年金保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 雇用保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外 雇用保険 ●有無※1 加入 未加入 適用除外
請負契約に係る 営業所の名称	●現場代理人名	阿蘇 四郎	●下請負人が置いた 現場代理人の 氏名(※)	阿蘇 四郎
	●権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり	●下請負人が置いた 安全衛生責任者の氏名(※)	肥後 太郎
各保険の適用を 受ける営業所に ついて届出を行 っている場合に は「加入、行っ ていない場合 (適用を受ける 営業所が複数あ り、そのうち一 部について行っ ていない場合を 含む)は「未加 入、従業員規模 等により各保険 の適用が除外さ れている場合は 「適用除外」を ○で囲む。	●主任技術者名	専任 阿蘇 五郎 非専任	●下請負人が置いた 安全衛生推進者の氏名(※)	肥後 一郎
	●資格内容	一級建築施工管理技士	●下請負人が置いた 雇用管理責任者の氏名(※)	肥後 二郎
	●主任技術者の資格	下請負人が置いた主任技 術者の氏名及び専任・非 専任の別(いずれかに○)	●下請負人が置いた 専門技術者の氏名、資格、担当する 工事の具体的内容(※)	阿蘇 五郎
	●一号特定技能外 国人の従事 状況(有無)	有 無	●外国人建設就 労者の従事 状況(有無)	有 無
	●外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無	●外国人技能実 習生の従事 状況(有無)	有 無
出入国管理及び難民認 定法別表第一の二の表 の特定技能の項の下欄 の第一号に掲げる活動 を行う者(外国人建設就 労者)が、建設工事に従 事する場合は「有」、従 事する予定がない場合 は「無」を○で囲む。	出入国管理及び難民認 定法別表第一の五の表 の上欄の在留資格を決 定された者であって、 国土交通大臣が定める もの(外国人建設就労 者)が、建設工事に従 事する場合は「有」、従 事する予定がない場合 は「無」を○で囲む。	事業所整理記号 及び事業所番号。 一括適用の承認 に係る営業所の 場合は、主たる営 業所の事業所整 理記号及び事業 所番号を記入。	出入国管理及び難民認 定法別表第一の二の表の技能実 習の在留資格を決 定された者が当該 建設工事に従事す る場合は「有」、従 事する予定がない 場合は「無」を○ で囲む。	事業所整理記号及び 事業所番号(健康保険 組合にあっては組合 名)。一括適用の承認 に係る営業所の場 合は、主たる営業所の事 業所整理記号及び事 業所番号を記入。

- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、「建設業の許可」「主任技術者」「専門技術者」に関する事項は記入不要。
- 説明書きの後に、(※)があるものについては、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記入不要。
- 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して書面により通知することとなっているため、その通知書や契約書に定められている旨を記載。

(記載例3) 施工体系図

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

網掛け部分は、建設業法で定められた記載事項

施工体系図 別記様式3

発注者名	熊本県知事
工事名称	〇〇事務所改修工事

工期	自 令和2年 6月 5日
	至 令和3年 3月 31日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

作成建設業者の商号・名称

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名、担当する工事の具体的内容()

作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名()

元請名	水前寺建設株式会社
監督員名	白川 太郎
監理(主任)技術者名	白川 二郎
専門技術者名	白川 三郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名()

作成建設業者が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名

元方安全衛生管理者
東 初男

会長	統括安全衛生責任者 白川 太郎
----	--------------------

副会長	中央 一男
-----	-------

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者の氏名()

・下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に関する事項は記入不要。
・説明書きの後に、()があるものについては、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記入不要。

下請負人の商号名称

下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名()

下請負人が置いた主任技術者の氏名

下請負人が置いた専門技術者の氏名、担当する工事の具体的内容()

下請負人が請け負った建設工事の具体的内容

一次下請	会社名 阿蘇工業株式会社
	安全衛生責任者 肥後 太郎
	主任技術者 阿蘇 五郎
	専門技術者
	担当工事内容
工期	令和2年6月19日～令和3年3月19日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	天草電気株式会社
安全衛生責任者	牛深 浜男
主任技術者	天草 海人
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和2年6月19日～令和3年3月19日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

二次下請	会社名 (有)内牧鉄筋工業
	安全衛生責任者 内牧 草男
	主任技術者 内牧 草男
	専門技術者
	担当工事内容
工期	令和2年7月1日～令和2年10月30日

会社名	一宮建築(株)
安全衛生責任者	一宮 大介
主任技術者	一宮 大介
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和2年7月1日～令和2年8月31日

会社名	(有)本渡電気
安全衛生責任者	有明 波夫
主任技術者	有明 波夫
専門技術者	
担当工事内容	
工期	令和2年7月1日～令和3年2月26日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

三次下請	会社名
	安全衛生責任者
	主任技術者
	専門技術者
	担当工事内容
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

四次下請	会社名
	安全衛生責任者
	主任技術者
	専門技術者
	担当工事内容
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 - 年 月 日

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

(記載例 4) 下請確認票

整理番号 : 2

下 請 確 認 票

発注者と締結した契約書に記載された工事番号、工事名、契約金額、契約日及び工期

作成建設業者(元請)の商号名称

同一の請負工事における下請契約を締結した中での順番
※100 万円未満のものは含まない

受注者名 水前寺建設株式会社

下請負人の商号名称、下請負人と締結した契約書に記載された契約金額、契約日及び工期

●元請	工 事 番 号	令和 2 年度 ○○○ 第 1 1 1 1 - 0 - 1 0 1 号			
	工 事 名	○○○事務所改修工事			
	契 約 金 額	80,000,000円	契約日	令和 2 年 6 月 4 日	
	工 期	令和 2 年 6 月 5 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで			
●下請	商 号 又 は 名 称	阿蘇工業株式会社	下請負人の建設業許可の有無 ※建設業の許可 ● 有 ・ 無	熊本県以外の場合は都道府県名	
	契 約 金 額	10,000,000円	契約日	平成 2 9 年 6 月 1 0 日	
	工 期	令和 2 年 6 月 1 9 日から令和 3 年 3 月 1 9 日まで			
	※主たる営業所の所在地	熊本県・その他 ()			
元請・下請	元請の工事概要		下請の工事概要		
	例 1) 建築一式 ・ R C 造 ・ 地上 3 階 ・ 延床面積 1,500㎡ 例 2) 道路改良 ・ 施工延長 200m ・ 路体盛土工 18,000㎡ ・ U型側溝 200m ・ 下層路盤工 850㎡ ・ 上層路盤工 900㎡ ・ 表層工 900㎡ 入札公告又は工事仕様書における「工事の概要」等、発注者から示された工事の内容を記入すること。		コンクリート工 足場仮設工 鉄筋組立工 型枠工 路盤築造工事 アスファルト舗装工事 下請の工事内容について、「建設業許可事務ガイドライン」別表 1 の「建設工事の例示」(19～20 ページを参照)の中から該当するものを記入すること。		
●下請	代金支払	前金払	前金払受領後 15 日以内 4,000,000円	完成払	代金受領後 30 日以内 完成物引受後 日以内
		部分払	下請契約締結後 日以内	現金手形比率	現金 : 手形 50 : 50
			毎月 日締切		
			翌月 日支払		
出来高払い受領後 30 日以内					
●元請	建退共証紙の交付見込額		10,000円	※0円の場合 辞退届 (有・無)	
	下請業者数	4 者		下請契約整理番号 1 : 下請金額 (5,000,000円)	
	下請金額総額	15,800,000円 (下請契約日現在)		下請契約整理番号 2 : 下請金額 (10,000,000円)	
				下請契約整理番号 3 : 下請金額 (円)	
				下請契約整理番号 4 : 下請金額 (円)	
				下請契約整理番号 5 : 下請金額 (円)	
				1 件100万円未満の工事計 : (2件、800,000円)	

下請負人に対する代金の支払時期及び方法

下請負人に対して現物交付する見込みの建設業退職金共済制度に係る共済証紙の代金

同一の請負工事における一次下請業者の総数及び下請金額の総額(本確認票に係る下請契約日現在)
※100 万円未満のものを含む。

同一の請負工事における下請契約 1 件ごとの金額(契約順)
※当該欄に記入しきれない場合、別紙でも可。
※100 万円未満のものは、最下段に総数及び総額を記載。

(記載例5) 元請・下請関係内容表

(別記様式5)

元請・下請関係内容表 (元請負者が記載)

(1) 下請契約の締結について (建設業法 (以下「法」という。) 第18条、第19条、第20条)

- ① 建設工事の施工における企業間の下請契約の当事者は、工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款 (昭和52年4月26日中央建設業審議会決定) 又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結するものとする。
- ② 下請業者に対し、建設工事の内訳を明らかにした見積りを行わせるよう努めなければならない。

見積りを行わせるよう努めているか。

● ☒ YES ☐ NO (理由: ●)

該当する方にチェックを入れること。

(参考) 下請業者の見積りは、法定福利費を記載した標準見積書を活用しているか。

● ☒ YES ☐ NO

NOの場合には、その理由を具体的に記入すること。

(2) 下請業者の選定について (法第3条等)

元請は、下請の選定にあたっては、その建設工事の施工に関し法の規定を満たす者を選定するものとする。(ただし、500万円未満 (建築一式工事については1,500万円未満) の軽微な工事は除く)

法の規定を満たす者=建設業許可を有していること。

500万円以上 (建築一式工事については1,500万円以上) の下請工事の契約相手は、許可を取得している業者を選定しているか。

● ☒ YES ☐ NO (理由: ●)

※県外企業を下請業者に選定した場合の、選定理由。

理由 (例)

- ・特殊かつ高度な技術を要する工事であり、施工可能な業者が熊本県内にいないため。
- ・工期内に施工できる業者が熊本県内にいないため。

* 下請確認票記載の下請業者の主たる営業所所在地が熊本県以外の場合には必ず記載すること。

下請業者の主たる営業所の所在地が熊本県以外の場合は、その理由を具体的に記入すること。

※H29.10.30から当分の間は記載を要しない

(参考)

○土木工事共通仕様書

第7編 その他

第2章 施工管理一般

第2節 その他

2-2-4 県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

○熊本県建築工事特記仕様書

Ⅱ 特記事項

6 使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること

【裏面へ続く。】

(3) 適正な代金支払等について（法第24条の3、第24条の5）

元請から下請業者に対する請負代金の支払時期及び方法については、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。

① 県から前払金の支払いを受けたときは、下請に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うこととしているか。

● ☒ YES □ NO（理由： ● ）

② 部分払については、下請けに対し、県から出来高払いを受けた後、1月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととしているか。

● ☒ YES □ NO（理由： ● ）

③ 完成払については、下請けに対し、県から完成後の支払いを受けた後、1月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこととしているか。

● ☒ YES □ NO（理由： ● ）

④ 請負代金の支払いは、できるだけ現金とし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については、現金払いとしているか。

● ☒ YES □ NO（理由： ● ）

⑤ 手形期間は120日以内に、できる限り短い期間としているか。

● ☒ YES □ NO（理由： ● ）

⑥ 特定建設業者が注文者となった下請契約（下請が特定建設業者または資本金が4,000万円以上の法人であるものを除く）における請負代金の支払期日は、建設工事の完成を確認した後、下請からの申し出の日から起算して50日を経過する以前において、かつ、できる限り短い期間内において定めているか。

● ☒ YES □ NO（理由： ● ）

NOの場合には、その理由を具体的に記入すること。

該当する方にチェックを入れること。

条文を確認したらチェックを入れること。

(4) 不当に低い下請代金の禁止について（法第19の3）

☒ 次の条文を確認し、法令を遵守します。 ●

（条 文）

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(5) 一括下請け等の禁止等について（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条）

☒ 次の条文を確認し、法令を遵守します。 ●

（条 文）

第14条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

（参考：法）

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、如何なる方法をもってするを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前2項の規定は、元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、適用しない。

(6) 下請業者の主任技術者の雇用関係について（法第26条）

● 下請工事の主任技術者は、下請契約の相手方の直接かつ恒常的な雇用関係にある者か。

☒ YES □ NO（理由： ● ）

（注）本書は、下請契約1件ごとに2部作成すること

(作成例) 再下請負通知書

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

②

【報告下請負業者】

受付印
(2部とも)

(発注機関使用欄)

住 所

元請名称

①

会社名

③

代表者名

《自社に関する事項》

工事名称 及び 工事内容					
工 期	自	年	月	日	注文者との 契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建設業の可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可(更新)年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号
	工事業	大臣 知事	特定 一般	第 号

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主任技術者名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担当工事内容	

一号特定技能外 国人の従事の状態(有無)	有	無	外国人建設就 労者の従事の状態(有無)	有	無	外国人技能実 習生の従事の状態(有無)	有	無
-------------------------	---	---	------------------------	---	---	------------------------	---	---

※施工体制台帳の記載例に準じて、記載すること。

※施工体制台帳の記載例に準じて、記載すること。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名	④	代 表 者 名	
住 所 番 号 電 話 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有 無
--------------------	-----	-------------------	-----	-------------------	-----

【施工体制が二次下請までである場合】

① → 元請業者、② → 元請業者、③ → 一次下請業者、④ → 二次下請業者

【施工体制が三次下請までである場合】

① → 元請業者、② → 一次下請業者、③ → 二次下請業者、④ → 三次下請

(参考 1) 関係法令

建設業法（抄）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

- 第二十四条の七 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- 2 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- 3 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業法施行令（抄）

（法第二十四条の七第一項の金額）

- 第七条の四 法第二十四条の七第一項の政令で定める金額は、四千万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、六千万円とする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

（定義）

第二条 （略）

- 2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

（施工体制台帳の作成及び提出等）

- 第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の七第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。
- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の七第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。
- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- （各省各庁の長等の責務）
- 第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

(参考 2) 建設工事の種類及び例示

下請確認票の「下請の工事概要」欄は、
この中から該当するものを記入

	建設工事の種類 (建設業法別表第 1 の上欄)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表 1)
1	土木一式工事	
2	建築一式工事	
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根ふき工事
8	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事

下請確認票の「下請の工事概要」欄は、
この中から該当するものを記入

	建設工事の種類 (建設業法別表第1の上欄)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表1)
15	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、 鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工 事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切 り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、 防音工事
20	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工 事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器 設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装 置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学 工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通 信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報 表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備 工事
23	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設 備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、 緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井 戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工 事、揚水設備工事
25	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテ ンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア ー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設 備工事
27	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、 泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、 屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知 設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、 金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備 の設置工事
28	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	工作物解体工事

（参考３）建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)			その他 (左記以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額の合計		4,000万円※ ¹ 以上	4,000万円※ ¹ 未満	4,000万円※ ¹ 以上は 契約できない	4,000万円 以上	4,000万円 未満	4,000万円 以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の※ ² 資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科＋実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科＋実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する工事のとき必要	必要ない		技術者の専任を要する工事のとき必要	必要ない	

※¹ 建築一式工事の場合は、6,000万円。

※² 技術者の資格要件のうち、対象となる国家資格等は22～24ページのとおり。

【専門技術者の配置】

(1)一式工事における専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容となる専門工事(例えば、住宅建築工事を施工する場合における大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事、建具工事などを指し、軽微な建設工事は除く。)を自ら施工するときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(＝専門技術者)を置かなければなりません。

自ら専門技術者を置くことができない場合は、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。

(2)附帯工事における専門技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事(例えば、建築物の改修の場合の電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事などを指し、軽微な建設工事は除く。)を自ら施工するときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(＝専門技術者)を置かなければなりません。

自ら専門技術者を置くことができない場合は、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

○ 特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等
○ 一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等
○ 特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

[illegible]

資格区分		建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
職業能力開発促進法（技能検定）	（検定職種）																														
	建築大工				○																										
	型枠施工				○		○																								
	左官					○																									
	とび・とび工						○																							○ 3	
	コンクリート圧送施工						○																								
	ウェルポイント施工						○																								
	冷凍空調和機器施工 ・ 空気調和設備配管									○																					
	給排水衛生設備配管									○																					
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																					
	建築板金「ダクト板金作業」							○		○							○														
	タイル張り・タイル張り工										○																				
	築炉・築炉工・ れんが積み											○																			
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工							○			○																				
	石工・石材施工・石積み							○																							
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐											○																			
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												○																		
工場板金																○															
板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）								○								○															
等級区分 が2級の場合 は、合格後3 年以上の実 務経験を要 する。 ただし、平 成16年4月 1日時点で合 格していた 者は実務経 験1年以上。	板金・板金工・打出し板金															○															
かわらぶき・スレート施工							○																								
ガラス施工																	○														
塗装・木工塗装・木工塗装工																		○													
建築塗装・建築塗装工																		○													
金属塗装・金属塗装工																		○													
噴霧塗装																		○													
路面標示施工																		○													
量製作・量工																				○											
内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				○											
熱絶縁施工																						○									
建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																							○				○				
造園																								○							
防水施工																			○												
さく井																										○					

資格区分		建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解 ₁		
その他	地すべり防止工事（注２）					○																				○						
	基礎ぐい工事（注３）					○																										
	建築設備士（注４）								○	○																						
	計表（注５）								○	○																						
	解体工事（注６）																													○		
	基幹技能者 （注７）	登録電気工事基幹技能者							○														○									
		登録橋梁基幹技能者					○					○																				
		登録造園基幹技能者																							○							
		登録コンクリート圧送基幹技能者					○																									
		登録防水基幹技能者																			○											
		登録トンネル基幹技能者					○																									
		登録建設塗装基幹技能者																			○											
		登録左官基幹技能者					○																									
		登録機械土工基幹技能者						○																								
		登録海上起重基幹技能者														○																
		登録P C基幹技能者						○						○																		
		登録鉄筋基幹技能者													○																	
		登録圧接基幹技能者													○																	
		登録型枠基幹技能者				○																										
		登録配管基幹技能者									○																					
		登録露・土工基幹技能者						○																								
		登録切断穿孔基幹技能者						○																								
		登録内装仕上工事基幹技能者							○														○									
		登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										○				
		登録エクステリア基幹技能者						○	○				○																			
		登録建築板金基幹技能者								○								○														
		登録外壁仕上基幹技能者						○												○	○											
		登録ダクト基幹技能者										○																				
		登録保温保冷基幹技能者																						○								
		登録グラウト基幹技能者						○																								
		登録冷凍空調基幹技能者										○																				
		登録運動施設基幹技能者						○							○												○					
		登録基礎工基幹技能者							○																							
		登録タイル張り基幹技能者												○																		
		登録標識・路面標示基幹技能者							○												○											
登録消防設備基幹技能者																													○			
登録建築大工基幹技能者							○																									
登録硝子工事基幹技能者																	○															
登録土木基幹技能者							○																									
登録A L C基幹技能者										○																						

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号（実務 経験証明書）が必要となります。

- （注1）解体工事業の欄に記載の注記（印）については以下のとおり。
1：経過措置として、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業の技術者に該当する場合は、令和3年3月末までの間に限り、解体工事業の技術者とみなされます。
2：技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。
上記いずれかの要件を満たさない場合は経過措置に該当し、1と同様の取扱いとなります（2級建築施工管理技士（建築）については、平成28年6月1日時点において現にとび・土工事業に係る有資格者ではないため、経過措置の適用はありません。）
〔登録解体工事講習とは…解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものをいいます。〕
3：2級合格者のうち、平成28年6月1日時点において現に有するとび工事に関しての所定の実務経験をもって解体工事業の技術者となる場合は経過措置該当となり、1と同様の取扱いとなります。
- （注2）地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。
- （注3）基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイル建設技術協会が行う基礎施工士検定試験が該当します。
- （注4）建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。
- （注5）建築物等に計装装置等を設備する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。
- （注6）解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事業団体連合会が行う解体工事施工士試験が該当します。
- （注7）建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に関して10年以上の実務経験を有していない者については、実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとする。

（参考４）請負契約書に記載すべき内容

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければなりません。

また、契約の締結に際しては、次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- 5 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するとき、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 12 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

※上記に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

（参考5）不正行為等に対する監督処分

建設業法に違反したり、建設業者として不適正な行為を行うと、次のような監督処分（＝行政処分）を受けることがあります。

1 指示処分

建設業者に建設業法違反や、その他不適正な事実があった場合に、是正や改善のために具体的にとるべき措置を行政庁から命令するものです。

2 営業停止処分

建設工事の施工等に関し、建設業者に特に不適切な行為がある場合や、指示処分における指示の内容に従わない場合、行政庁が1年以内の期間を定めて建設業の営業停止を命ずるものです。

特に不適切な行為がある場合とは、一括下請負の禁止規定など建設業法上の違反があった場合だけでなく、刑法、独占禁止法など他の法令に違反した場合も含まれます。

3 許可の取消し処分

不正の手段により建設業の許可を受けた場合や、営業停止処分に違反した場合、又は営業停止処分にあたる行為で情状が特に重い場合は、建設業の許可が取り消されることとなります。

【施工体制台帳等の不作成】

施工体制台帳等の作成義務があるにもかかわらず施工体制台帳又は施工体系図を作成しなかった場合、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行った場合は、原則として7日以上の営業停止処分を受けることとなります。

【無許可業者との下請契約】

建設業の許可を受けずに軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者であることを知ったうえで、500万円以上（※）の請負契約を結んだり、営業停止処分を受けている者であることを知ったうえで、下請契約を結ぶと、原則として7日以上の営業停止処分を受けることとなります。

※建築一式工事の場合は、1,500万円以上及び延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事

【主任技術者等の不設置等】

請け負った建設工事を施工する際、主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む）は、原則として15日以上の営業停止処分を受けることとなります。

(参考 6) 公共工事の発注者

下請契約の金額に関わらず、下請契約を締結したときに、施工体制台帳等の作成が必要とされる「公共工事」の発注者とは、次のとおりです。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 2 項)

1 国

2 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）

3 次に掲げる特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条）

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、
中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、
東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、
日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、
国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、
独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、
独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、
独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、
独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、
独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構

平成 28 年 12 月 26 日公布（平成 28 年政令第 396 号）改正時点

問い合わせ先：熊本県土木部監理課建設業班

TEL：096-333-2485 FAX：096-381-5404

※本マニュアルや施工体制台帳等の様式及び記載例は、熊本県ホームページに掲載しています。

熊本県 施工体制台帳

